

平成27年度

大津町普通会計決算状況調

（ 地方公共団体の財政の健全化法に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の報告 ）

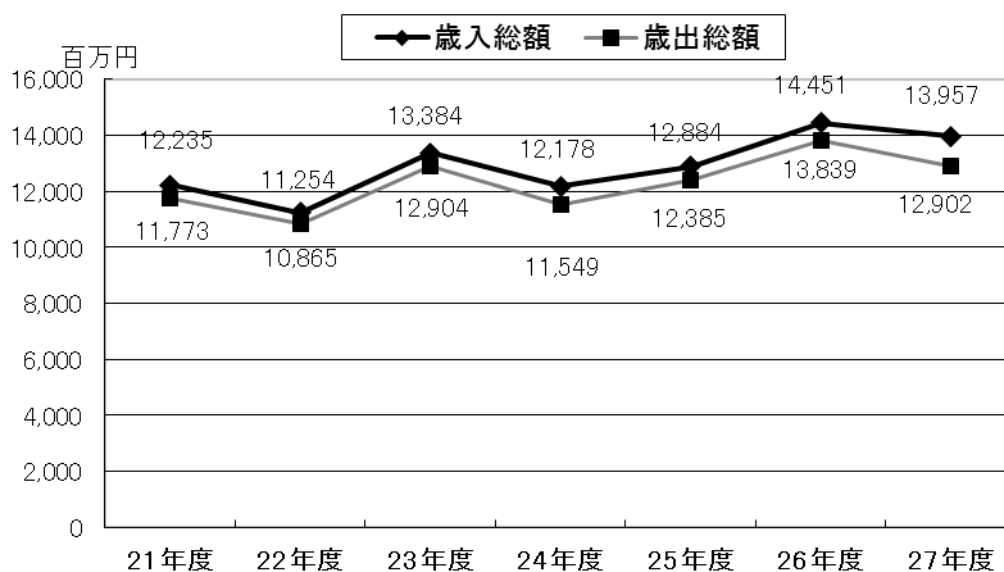
(目 次)

1. 収支の結果	P 3
2. 歳入の状況	P 5
3. 歳出の状況	
① 目的別決算	P 7
② 性質別決算	P 8
4. 町債と基金	
① 町債の状況	P 9
② 基金の状況	P 10
5. 財政指標 I	
① 経常収支比率	P 11
② 公債費比率	P 12
③ 公債費負担比率	P 12
④ 財政力指数	P 13
6. 財政指数 II	
① 実質赤字比率	P 14
② 連結実質赤字比率	P 14
③ 実質公債比率	P 14
④ 将来負担比率	P 15
⑤ 資金不足比率	P 15
7. 類似団体等の指数	P 16

1 収支の結果

平成27年度の普通会計の決算は、歳入が139億5千738万3千円で、平成26年度の144億5千93万9千円に比べ、4億9千355万6千円の減、率にして3.4%の減となっています。歳出の決算額は、129億210万5千円で、平成26年度の138億3千942万3千円に比べ、9億3千731万8千円の減、率にして6.8%の減となっています。

* 普通会計とは、地方公共団体における地方公営事業会計（国民健康保険特別会計や下水道特別会計など）以外の会計をひとまとめにしたものです。個々の地方公共団体の財政状況を統一的に比較するため、統計上用いている会計区分です。大津町の場合は、一般会計と大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計を合わせた会計になります。なお、国保財政広域化支援基金からの借入金は、普通会計で取り扱うこととなっているため、この分を含みます（H24～H28 起債償還）。



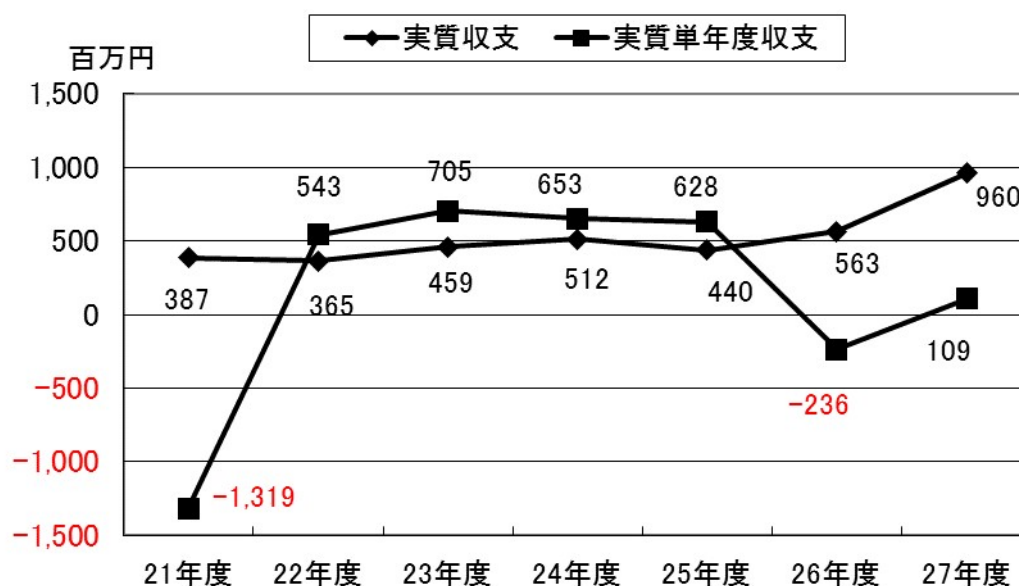
歳入総額から歳出総額を差引いた形式収支は、10億5千527万8千円の黒字となりました。形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源9千535万4千円を差引いた実質収支は、9億5千992万4千円の黒字となっています。実質収支は、当該年度の地方公共団体の純剰余又は純損失を意味します。実質収支の赤字は、財政健全性維持のためには絶対に避けなければならない、ほとんどの団体は黒字となっています。この実質収支から前年度の実質収支を差引いたものが単年度収支で、平成27年度は3億9千722万7千円の黒字となっています。

実質収支の構成要素である歳出の中には、基金への積立や後年度の債務を繰

り上げて償還するといった実質的には黒字要素となるものがあり、また、歳入の中には、過去に積立てた基金を取り崩すといった赤字的な要素が含まれています。そこでこういった要素を取り除いた場合に、単年度では収支が実質的にどうなのかを表したものが実質単年度収支であります。大津町は、平成27年度は1億855万9千円の黒字となっています。これは、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増額や普通交付税の増額による歳入の増と、大津北中学校の増築工事などの事業終了などに伴う歳出の減によるものです。

単位：千円

区 分	27年度	26年度	25年度
歳入総額 (A)	13,957,383	14,450,939	12,884,073
歳出総額 (B)	12,902,105	13,839,423	12,385,255
歳入歳出差引(形式収支) (A)－(B) (C)	1,055,278	611,516	498,818
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	95,354	48,819	58,936
実質収支 (C)－(D) (E)	959,924	562,697	439,882
単年度収支 (F)	397,227	122,815	△72,279
積立金 (G)	491,332	771,630	700,662
繰上償還 (H)	0	0	0
積立金取崩し額 (I)	780,000	1,130,000	0
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)－(I) (J)	108,559	△235,555	628,383



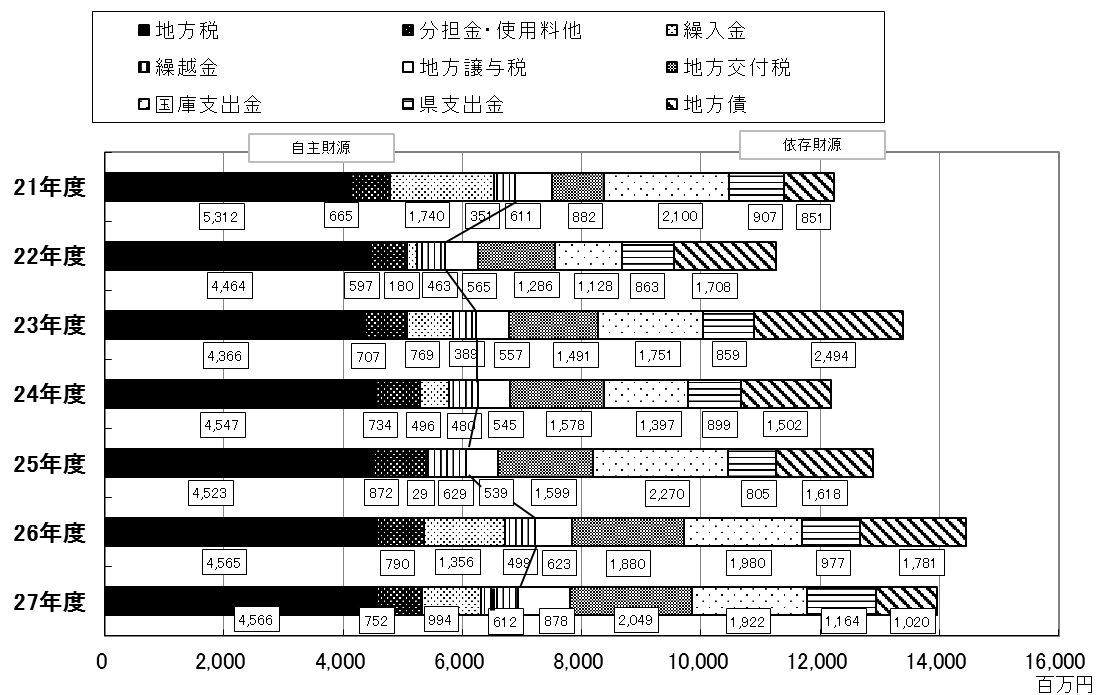
2 歳入の状況

大津町の収入の約32.7%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。

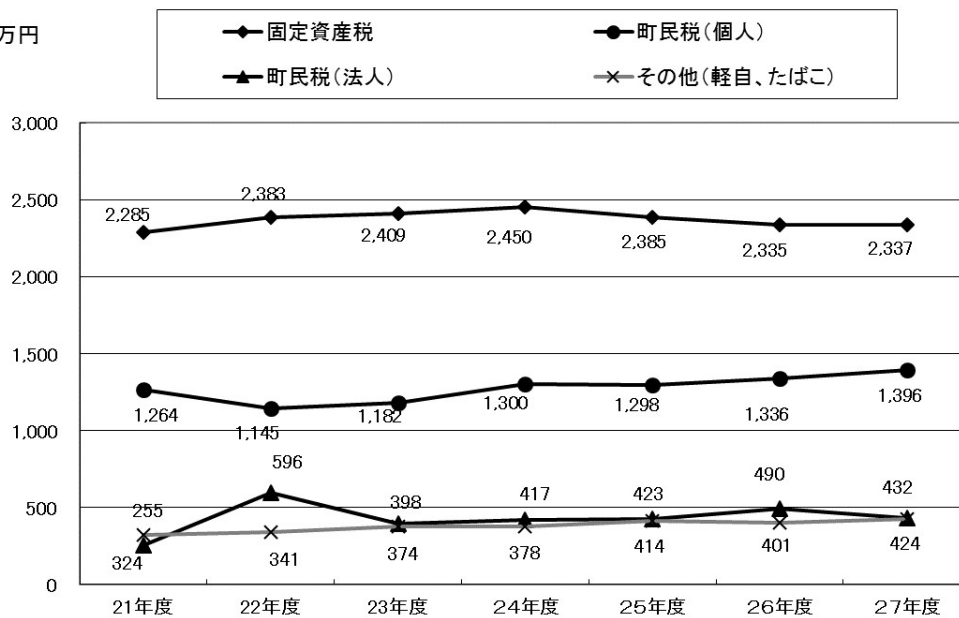
町税総額は45億6千6百万円で、昨年より0.03%増、1百万円の増額となっています。内訳では、住民税の個人町民税は13億8千7百万円で、3.9%の増、5千1百万円の増額となっています。法人町民税は、4億3千1百万円で、12.0%減、5千9百万円の減額となっています。固定資産税は23億2千1百万円で、0.6%減、1千4百万円の減額となっています（家屋の評価額の減少など）。

自主財源は歳入全体の49.6%、69億2千4百万円となっています。前年度比4.0%（2億8千6百万円）の減で、要因としては、26年度に公共施設整備基金・庁舎建設基金に積立を行うための繰入金が大きかったことが影響し、27年度では繰入金が前年度比26.7%（3億6千2百万円）減となっています。

依存財源は全体の50.4%、70億3千4百万円となっています。前年度比2.9%（2億8百万円）の減で、26年度の消費税増税の影響で地方消費税交付金が61.1%（2億5千2百万円）の増、地方交付税が基準財政需要額の増などにより9.0%（1億6千9百万円）の増、都道府県支出金が19.2%（1億8千7百万円）の増、となっているものの、地方債が臨時財政対策債などの起債発行の減により42.7%（7億6千1百万円）の減となったことが影響し全体として減額になっています。



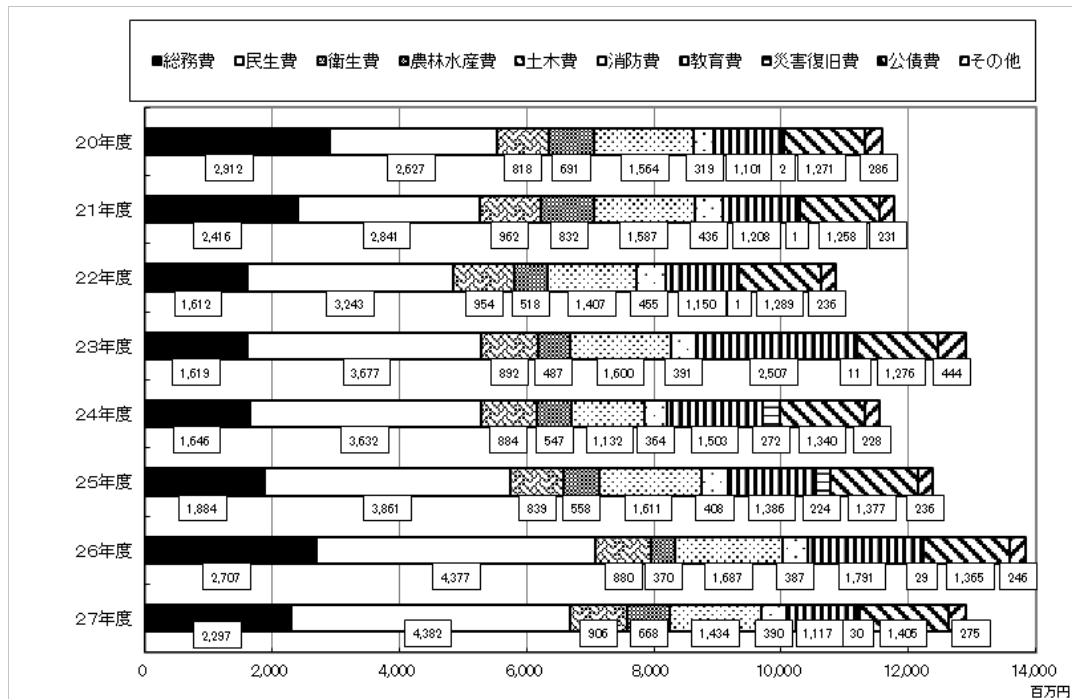
百万円



3 歳出の状況

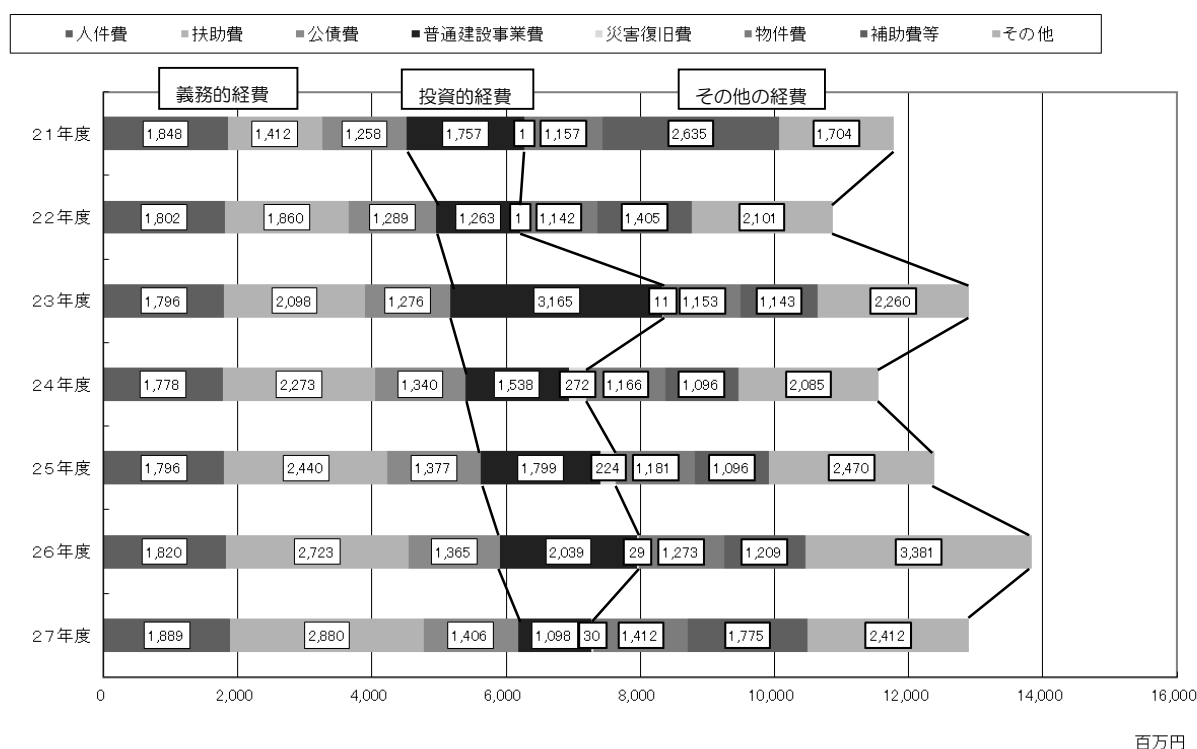
① 目的別決算

地方公共団体の経費を、その行政目的の用途によって分類したものを、目的別分類と言います。主な内容は、議会費は職員給の減などにより2.5%（3百万円）の減、総務費は、法人税の過誤納還付金が3億3千5百万円の増となっているものの、財政調整基金等積立が2億8千万円の減、公共施設整備基金への積立が6億円の減などにより15.2%（4億1千万円）の減となっています。民生費は、26年度の保育所緊急整備事業終了などにより補助費が1億8千8百万円の減となったものの、私立保育所負担金や地域型保育給付負担金などの増により全体で0.1%（4百万円）の微増となっています。衛生費は、こども医療費扶助や予防接種の増などが影響して2.9%（2千6百万円）の増、労働費は、緊急雇用創出事業の減により12.3%（60万円）の減、農林水産業費は、6次産業化ネットワーク活動交付金1億5千万円（繰越事業含む）の増、経営体育成支援事業2千万円の増など補助費の増が影響して80.3%（2億9千7百万円）の増となっています。商工費は、中心市街地照明等設置工事の増などにより26.4%（3千2百万円）の増、土木費は、肥後大津駅周辺整備事業など社会資本整備総合交付金事業の一部の終了に伴い全体で15.0%（2億5千3百万円）の減となっています。消防費については、防災備蓄倉庫の設計の増などにより0.7%（3百万円）の増となっています。教育費は、26年度大津北中学校の増築工事の終了などにより37.7%（6億7千5百万円）の減となっています。災害復旧費は、台風15号による被災の影響で4.8%（1百万円）の増となっています。



②性質別決算

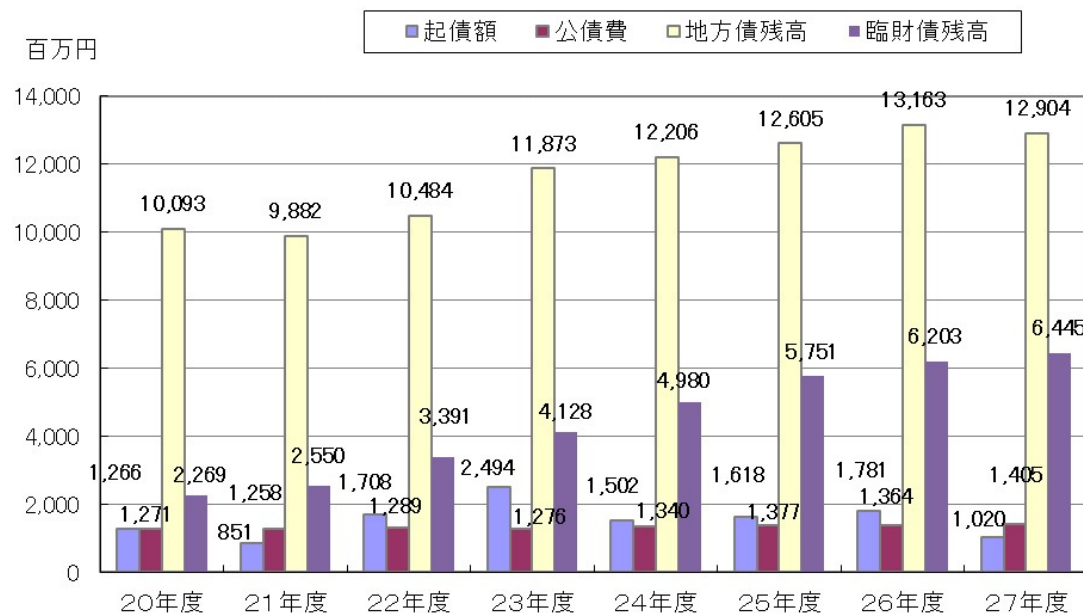
地方公共団体の経費を、経済的性質を基準として分類したものが、性質別分類です。法令上またはその性質上支出を義務付けられている経費を義務的経費（人件費、扶助費、公債費）、道路の整備や学校の建設など行政水準の向上に直接寄与する経費、いわゆるハードの整備に要する経費を投資的経費（普通建設事業費）、それ以外の経費（物件費、補助費等、繰出金など）に分類されます。義務的経費や経常的経費が歳出に占める割合が高くなれば財政が硬直化し、健全性・弾力性が失われてくることになります。義務的経費は、全体で61億7千4百万円、4.5%（2億6千6百万円）の増となっています。このうち扶助費では私立保育所負担金が1億8千4百万円、子ども医療費が2千1百万円の増などにより、扶助費全体で5.8%（1億5千7百万円）の増となっています。公債費は3.0%（4千1百万円）の増となっています。人件費では、職員給が2.2%（2千2百万円）の増、退職金が6.5%（1千1百万円）の増で、人件費全体で3.8%（6千9百万円）の増となっています。投資的経費は、大津北中の増築工事や小・中学校空調機設置工事の終了などにより、普通建設事業費が46.2%（9億4千2百万円）の減となっています。その他の経費は、積立金が公共施設整備基金や庁舎建設基金の積立の減により、55.7%（8億7千5百万円）の減、補助費等では菊地広域連合への負担金の増などにより46.9%（5億6千7百万円）の増となり、全体では4.5%（2億6千3百万円）の減となっています。



4. 町債と基金

① 町債の状況

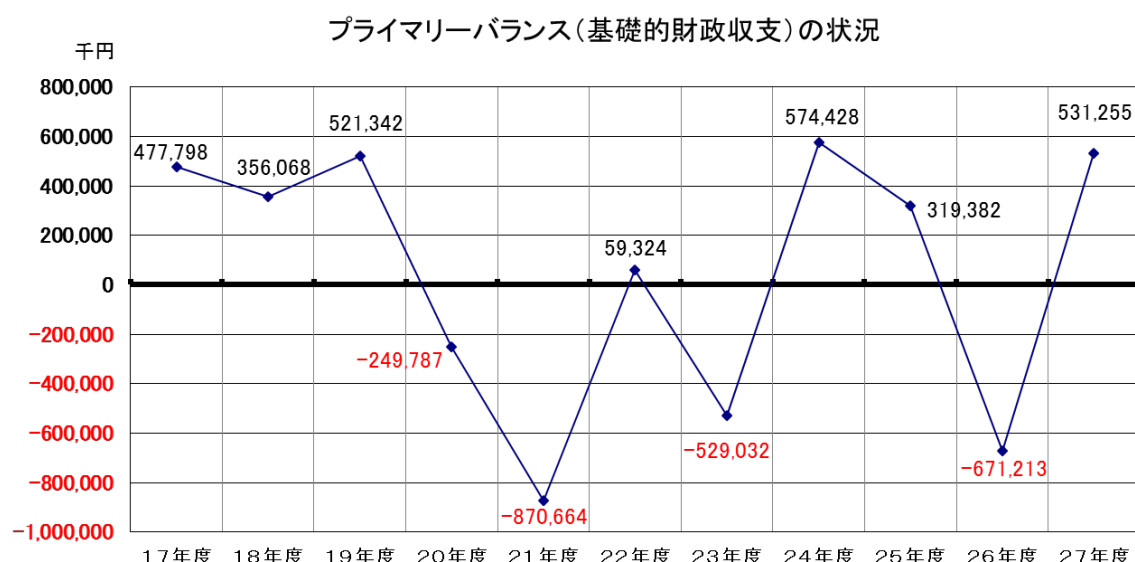
町では、道路の建設や改良、学校や体育館の建設などの大きな事業を行うときに、一時的に多額の費用が必要になることから、町債を発行し、お金を借りて事業を実施しています。町債は、返すときに町の財政を圧迫するという負の側面がありますが、その一方で、町債の償還費用に後年度の税収入などを充てるため、現役世代と将来便益を受けることになる後世代との負担の公正化を図ることができるという利点もあります。しかし、町債の過剰な発行は、将来の町民の皆さんに過重な負担を強いることにもなりますし、財政運営上も償還経費が課題となり財政運営に支障が生じるため、町債の残高や公債費の状況を注視しつつ町債を発行していく必要があります。平成27年度末の町債残高は129億4百万円、前年度比2億5千8百万円の減額となっています。これは、臨時財政対策債の残高が2億4千2百万円の増額になったものの、教育・福祉施設整備事業債の2億7千6百万円の減、一般事業債の1億7千6百万円の減などが影響しています。なお、臨時財政対策債の平成27年度末残高が64億4千5百万円となり、町債残高の49.9%を占めています。今後も更なる起債の抑制が必要であると考えます。



※プライマリーバランス（基礎的財政収支）

収入から町債の発行額を除き、支出から町債の元利償還金を除いた財政収支のバランスのことをプライマリーバランス（基礎的財政収支）といいます。

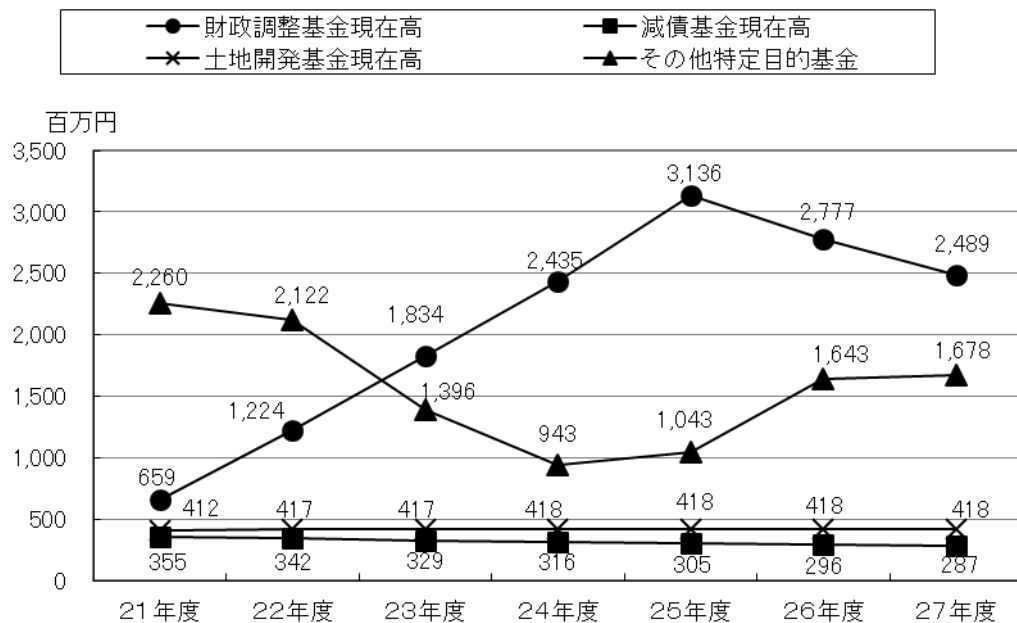
また、新地方公会計制度では、町債に関係する収入・支出以外に歳計現金と同様に財政調整基金と減債基金の取り崩し（収入）・積立（支出）、前年度繰越金（収入）を分析から除きます。このプライマリーバランスが零又は黒字なら、借金に頼らずに政策的経費の財源が確保されるということになります。現在の政策的経費の財源を起債や基金に頼らず、現在の税収等によって財源を確保するという財政秩序を守るための指標として、また、町の財政の中長期的な持続可能性を確保するための指標としても非常に重要で、プライマリーバランスの均衡を意識した財政運営をしていくことが大切です。



②基金の状況

基金とは、いわば町の「貯金」のようなもので、特定の目的のために積み立てています。したがって、基金を取り崩すときは、その目的以外には使うことができません。ただし、財政調整基金については、年度間の財源の偏りを調整するために設置されている基金であり、その用途は限定されていないため、緊急時や将来の財源不足に使うことができます。

平成27年度末の基金の総額は48億7千1百万円で、前年度より2億6千3百万円の減額となっています。財政調整基金へ4億9千万円、庁舎建設基金へ2億円積立を行ったものの、社会資本整備総合交付金事業に伴い公共施設整備基金を1億7千万円、財源不足に伴い財政調整基金を7億8千万円取り崩したため、全体として減額になっています。

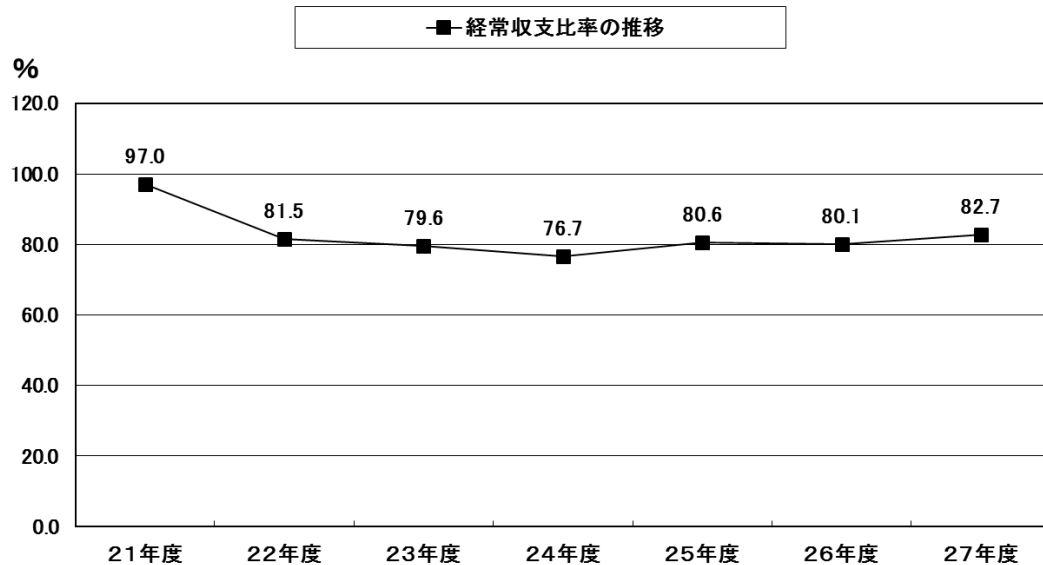


5. 財政指標・・・I

①経常収支比率

財政構造の弾力性を示す比率として使われるのが経常収支比率です。この比率は、いわゆる自治体のエンゲル係数のようなもので、人件費や扶助費、公債費などの経常的な経費に、町税、普通交付税、地方譲与税など経常的な一般財源（用途を特定されていない財源）がどの程度充当されているかを示す数値です。経常経費に充当した経常一般財源に残りが多いほど、道路の建設などの臨時の財政需要（事業）に対して対応できることになり、これが財政構造に弾力性があることになります。

一般的には都市では80%、町村では75%程度が妥当とされています。平成26年度の80.1%から平成27年度は82.7%と2.6%増加しています。要因として、分子となる経常経費を充当した一般財源については補助費（菊地広域連合消防本部負担金、地域型保育給付負担金などの増）、公債費等が増額となり、分子全体で3億4千2百万円の増額となりました。又、分母となる経常一般財源等の総額は、臨時財政対策債が1億5千6百万円の減額となったものの、普通交付税が7千5百万円、地方消費税交付金が2億5千2百万円増額となり、分母全体で1億7千6百万円の増額となりました。分子、分母共に増額となりましたが、分子の増加が大きかった為、経常収支比率が増加となりました。



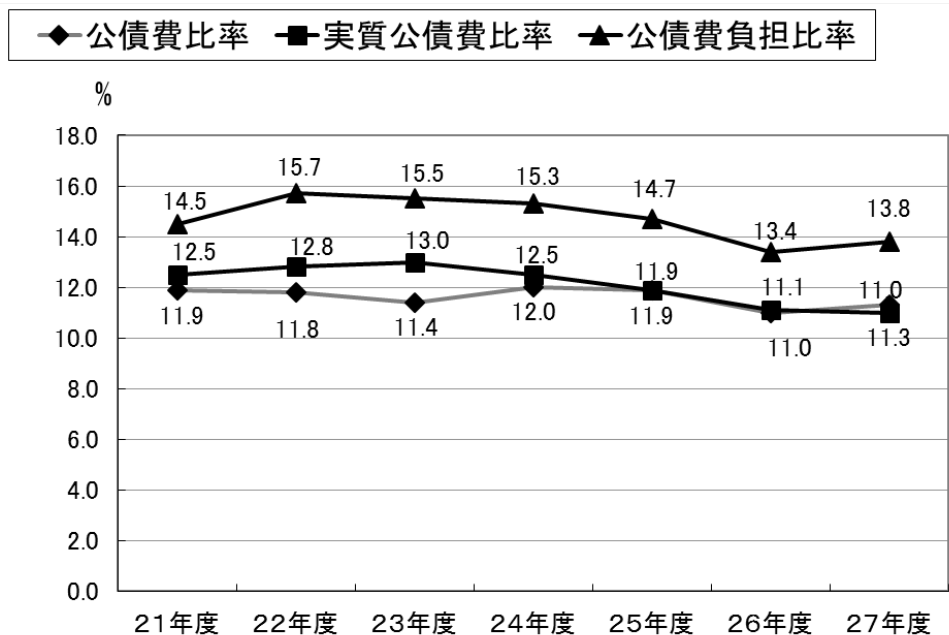
②公債費比率

公債費比率とは財政構造の弾力性を示す指標のひとつで、公債費（町債の元利償還金）に充てられる一般財源の額が標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるとする一般財源の総額）に占める割合を表す比率です。通常この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

平成27年度は、分子である公債費と分母である標準財政規模共に増加しましたが、分子である交際費の増加率が大きかった為、公債費比率は、11.3%（前年度比0.3%増）となっています。

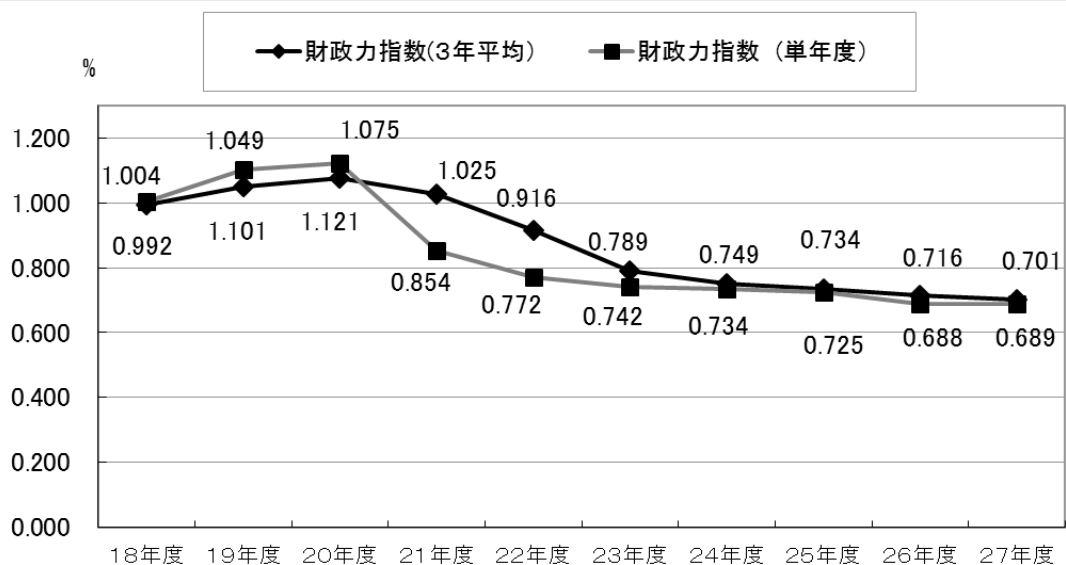
③公債費負担比率

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率です。率が高いほど一般財源の用途の自由度を制約することになり、財政運営の硬直性の高まりを示すこととなります。15%以下が望ましいといわれています。平成26年度は13.4%でしたが、公債費充当一般財源等（地方債元利償還金）の増により、平成27年度は13.8%（前年度比0.4%増）となっています。



④財政力指数

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるかを示すものです。平成17年度から4年間続けて不交付団体になりましたが、平成21年度からは経済不況の影響をうけ、法人税が大きく減収となり、普通交付税の交付団体となりました。平成27年度の財政力指数は単年度で0.689となり、3年間の平均値は0.701となりました。



6. 財政指標・・・Ⅱ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)が公布され、平成20年度(平成19年度決算の数値)から、4つの指標・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率について算定をし、公表することになりました。

また、公営企業については資金不足比率を公表することとしています。

それぞれの指数に応じて、早期健全化計画の策定を求めて、自主的な改善努力による早期健全化基準の段階と、財政再生計画の策定をし、国等の関与に確実な再生を図る財政再生基準の二つの段階に分かれています。前年度決算に基づく指標の公表と、それぞれの基準を上回った場合は財政計画等の策定が義務付けられるものであります。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいいます。早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、都道府県は3.75%で、財政再生基準については、市町村は20%、都道府県は5%となっています。大津町は実質黒字となっています。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率をいいます。

早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ16.25～20%、都道府県は8.75%で、財政再生基準については、経過的な基準により市町村は30%、都道府県は15%となっています。連結比率についても全会計実質黒字となっています。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(一般会計等から特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるものや一部事務組合への負担金や補助金のうち組合が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの)の標準財政規模に対する比率です。

早期健全化基準は、市町村・都道府県とも現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%で、財政再生基準については、市町村・都道府県とも現行で公共事業等の許可が制限されている基準とされている35%となっています。平成27年度は実質公債費比率11.0%となっています。

④ 将来負担比率

一般会計等が地方債残高のほか将来負担すべき実質的な負担額の標準財政規模に対する比率です。

市町村350%、都道府県・政令市400%が早期健全化の基準です。一般会計に加えて、公営企業等への繰入見込額や広域連合への負担見込額、退職手当の負担見込み額を将来負担すべき負債として算出されます。

平成27年度は将来負担額（地方債の現在高、公営企業債等繰入見込み額など）が減少し、将来負担比率はありません。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。

20%が公営企業ごとの早期健全化基準となっています。大津町は公共下水道、農業集落排水、工業用水道の各会計とも資金不足額はありません。

実質赤字比率 ①	連結実質赤字比率 ②	実質公債費比率 ③	将来負担比率 ④	資金不足比率 ⑤
— (13.96)	— (18.96)	11.0 (25.0)	— (350.0)	—

*カッコ内は大津町の早期健全化基準です。表示単位未満は四捨五入しています。

7 各種指標の比較

※大津町以外は26年度指標

	実質収支比率	経常収支比率	実質公債比率	公債費負担比率	将来負担比率	財政力指数
大津町	13.2	82.7	11.0	13.8	—	0.701
菊陽町	8.5	81.7	9.3	13.1	24.2	0.93
益城町	5.0	89.7	6.1	10.0	14.2	0.55
合志市	6.7	83.3	7.1	11.6	—	0.61
菊池市	8.5	92.5	8.2	15.3	0.7	0.43
熊本市	1.9	90.6	9.9	16.5	122.4	0.70
県町村平均	7.8	87.6	8.7	13.7	49.2	0.31
全国町村平均	7.2	86.0	8.7	14.0	62.8	0.38
類似団体	5.9	88.4	7.7	12.5	20.3	0.63
	実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。	財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が高いことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。市町村では75%を上回らないことが望ましいとされる。	起債制限に替わり、地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたものである。過去3か年の平均値で示す指数である。特別会計への地方債負担を含む。18%を超えると許可制となる。25%以上の団体は単独事業の起債が制限され、さらに35%以上は公共事業債も制限される。	公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率である。率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示す。公債費には、繰上償還や一時借入金利息に係るものも含まれる。	一般会計等が地方債残高のほか将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。市町村350%、都道府県・政令市400%が早期健全化の基準です。	当該団体の財政力(体力)を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値で示す指数である。

市町村の類型	類型は、市町村の様態を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」より設定している。大津町は町村を5種類に分けた中のⅤ(人口20,000以上)の2(産業構造の第2次・3次80%以上で、かつ3次55%以上)に分類される。自治体数138団体(Ⅴ-2)。
--------	--